

富士見市自治基本条例の見直しについて

平成16年4月1日施行の富士見市自治基本条例は、第28条「条例の見直し」において、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに見直しを実施することが規定されている。平成25年度に行われた前回の見直しから5年が経過する今年度において、見直し検討作業が進められた。

1. 見直し検討作業の体制

市民参加及び協働を推進する、次の委員会にて協議検討する。

- ・富士見市市民参加及び協働推進委員会（市民で構成された組織）
- ・富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（職員で構成された組織）

2. 各委員会の見解

(1)富士見市市民参加及び協働推進委員会

平成30年11月21日に「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」が提出された。条例については、市民参加・協働を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、修正及び変更の必要はないが、解説については、市民へ向けて、よりわかりやすく周知・啓発していくため、表現の修正や市の取組みの紹介などを加える必要があるとの結論に至っている。

(2)富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

平成30年11月22日に「富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書」が提出された。条例については、市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえで適切に表現されており、現時点においては、修正、変更の必要はないが、解説については、市民や市、市議会に向けて、条文の趣旨をより明確に表現し、周知・啓発していくため、適切な表現への修正や具体的な市の取組みの記載などを加える必要性が指摘されている。

3. 市の見解

富士見市市民参加及び協働推進委員会、富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会における検討結果を尊重し、条例は現行のとおりとする。ただし、解説書は、指摘事項を踏まえ修正を加え、条例趣旨の浸透を図っていく。

今後も、市民自らがまちづくりに参加し、その活動にやりがいを実感できるよう、市政情報の発信に努め、市民参加・協働によるまちづくりを一層推進してまいりたい。

平成30年12月3日
富士見市長 星野光弘